

今後の施策の検討課題とその論点 について

今後の障害者職業能力開発施策の検討課題とその論点について

■ 検討課題

障害者を取り巻く状況は、雇用失業情勢が依然として厳しい状況にある中、ハローワークの平成22年度の障害者の新規求職申込み件数は132,734件（対前年度比5.4%増）と、就職件数は52,931件（対前年度比17.0%増）とともに前年度から大きく伸びており、また、障害種別の状況をみると、特に精神障害者、知的障害者及び発達障害等のその他の障害者が伸びている。中期的な動向についても、同様に、新規求職申込み件数及び就職件数はともに大きく伸びており、障害種別についても、特に精神障害者、知的障害者及び発達障害等のその他の障害者が大きく伸びている。

障害者職業能力開発施策は、障害者職業能力開発校における職業訓練上特別な支援を要する障害者（以下「特別支援障害者」という。）に重点を置いた職業訓練、平成16年度から開始した民間機関等を活用する障害者の態様に応じた多様な委託訓練等の障害者職業訓練を中心に実施してきており、平成22年度では全体で約9千人が受講しているが、上記のような状況を踏まえ、今後についても、雇用のセーフティーネットとしての障害者の訓練機会の拡充等更なる障害者職業能力開発施策の充実・強化が求められている。

このため、本推進会議では、今後の障害者職業能力開発施策について、①求職障害者の増加に対応した職業訓練定員の拡充、②障害の重度化・多様化に応じた訓練内容の充実、及び③効果的な訓練実施のための関係機関の連携強化のために取り組むべき課題及びその対応策について検討を行うこととする。

■ 論点

➤ 障害者職業能力開発校における職業訓練の強化について

- 障害者職業能力開発校は、全国に19校設置・運営されており、特別支援障害者に重点を置いた職業訓練を実施している。平成22年度は2,305人が受講し、就職率が60%となっている。

「障害者基本計画」に基づく「重点施策実施5カ年計画」（平成20～24年度）（以下「重点5カ年計画」という。）において、「障害者職業能力開発校において、職業訓練上特別な支援を要する障害者に重点を置いた支援を実施する」ことが求められている。

- 国立県営障害者職業能力開発校の設置・運営については、毎年度の厳しい予算の制約下、施設の改修や訓練機器等の整備が必ずしも十分にできない状況にあり、加えて、毎年度、職業訓練指導員等職員の定員が削減がされていることから、障害者職業能力開発校の訓練定員が減少傾向にある。

入校定員：15年度 2,946人 → 18年度 2,584人 → 22年度 2,025人

〈論点案〉

- ① 特別支援障害者の受入れを拡充しつつ、併せて効果的な職業訓練を実施するには、これまで以上に障害者職業訓練に関する専門的な知識・ノウハウの蓄積が必要となるが、そのためにはどのような取り組みが必要か。

例えば、(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構（以下「雇用支援機構」という。）障害者職業能力開発校において、障害者職業能力開発校の訓練指導員等を対象に、特別支援障害者向け訓練技法等についての実践的な長期演習等を実施することは考えられないか。

平成23年度より、国立県営職業能力開発校に、個々の障害の状況に応じたより専門性の高い訓練を実施するため、精神保健福祉士等の外部専門家を配置しているが、その配置数を拡充してはどうか。

特別支援障害者の受入れを拡大すると就職率の低下傾向が見られることから、就職率を重視するあまり特別支援障害者の受入れが進まない状況もあるが、これについてどう考えるか。

- ② 訓練定員が減少傾向にある中で、訓練機会の拡充を図るためには、定員充足率の向上を図ることが不可欠であるが、そのためにはどのような取り組みが必要か。

これまで、各校において定員充足率を向上するための訓練科目の見直しを進めてきているが、今後、事業所ニーズ（求人ニーズ）を反映し、かつ、定員充足率を向上するためには、どのような訓練科目への見直しが効果的か。

定員充足率：15年度 74.2% → 18年度 78.5% → 22年度 86.0%

➤ 一般の職業能力開発校における障害者職業訓練の強化について

- 一般の職業能力開発校（以下「一般校」という。）における障害者の職業訓練については、平成16年度から一般校を活用した障害者職業能力開発事業（以下「一般校活用事業」という。）を実施し、一般校における障害者向け職業訓練コースの設置・運営を推進してきており、平成22年度には22都道府県で26校の一般校で知的障害者、発達障害者等を対象として378人に対し職業訓練を実施している。また、健常者とともに職業訓練を受け易い体制を整備するために施設のバリアフリー化や一般校の職業訓練指導員等を対象とした障害者職業訓練に関する研修を実施してきている。

- ハローワークの障害求職者が大きく増加していることに鑑み、今後についても、ノーマライゼーションの理念に基づき、一般校を活用した障害者の職業訓練を拡充することが求められている。
「重点5カ年計画」において、「一般の公共職業能力開発施設において、障害のある人の受入れを推進する」ことが求められている。

- 他方、行政刷新会議の事業仕分けにおいて一般校活用事業が廃止とされた。

〈論点案〉

- 一般校活用事業は平成24年度までで終了するが、25年度以降、一般校を活用するための新たな方策について検討すべきではないか。どのような取り組みが考えられるか。
例えば、雇用支援機構障害者職業能力開発校が、一般の職業能力開発校の訓練指導員等を対象として障害者向け職業訓練の訓練技法等を普及することにより、一般校を活用した障害者向け訓練コースの設置を促進することは考えられないか。

➤ 障害者の態様に応じた多様な委託訓練の強化について

- 平成16年度から障害者の態様に応じた多様な委託訓練を実施し、障害者が居住する身近な地域で職業訓練を受講する機会の確保に努め、年々実績を伸ばし、各都道府県に確実に定着してきている。

受講者数：16年度 3,110人 → 18年度 4,814人 → 22年度 6,280人

就職率：16年度 30.9% → 18年度 41.3% → 22年度 43.8%

「重点5カ年計画」において、「就労移行支援事業の利用者、特別支援学校等の生徒等の職業訓練機会の充実を図るため、企業、社会福祉法人、NPO法人、民間教育訓練機関等地域の委託訓練先を開拓し、障害の態様に応じた多様な委託訓練を実施する」ことが求められている。

また、委託訓練の就職率の目標が「平成24年 50%」とされている。

- ハローワークの障害求職者が大きく増加し、加えて障害の重度化・多様化が進んでいることから、障害求職者の訓練機会を確保するため委託訓練の量的な拡充、障害特性に配慮した訓練内容等の質的な充実が求められている。また、委託先の開拓には、訓練実施機関が訓練に取り組みやすい制度とすることが求められている。

〈論点案〉

- ① 委託訓練の受講者についても障害の重度化・多様化が進んでいる中で、現在、都道府県に配置している訓練コーディネーター等が訓練実施機関に対して訓練カリキュラムの作成方法、指導技法等訓練ノウハウについての支援を実施しているが、訓練の継続が困難な状況や訓練の実施を躊躇する状況が生じている。このため、訓練コーディネーター等の更なる専門性を向上する等により、きめ細かな指導等の支援を充実することが必要となっているが、そのためにはどのような取り組みが必要か。

例えば、雇用支援機構障害者職業能力開発校と職業能力開発総合大学校とがその有するノウハウを活用しつつ、連携して、障害特性に配慮し、かつ、事業主ニーズに即した委託訓練の指導技法等について、都道府県担当者に対して普及することが考えられないか。

例えば、個々の障害状況に応じきめ細かに対応し、より効果的な訓練を実施するため、精神保健福祉士等外部の専門家や手話通訳者を配置することは考えられないか。

② 就職を実現するためには、障害者の態様に応じて訓練コースの設定等について柔軟に対応し、効果的に委託訓練を実施することが重要であるが、そのためにはどのような取り組みが必要か。

委託訓練は早期に就職を支援するため訓練期間を標準3ヶ月としているが、例えば、障害特性に応じて柔軟な訓練コースが設置できるよう、訓練期間、訓練時間について弾力化することが考えられないか。

障害者の中には、働くことの意義や目的の理解、基礎的なビジネスマナー等の取得が不十分であるため、就職に繋がらないケース、また、就職しても基礎的な能力の不足のため離職を余儀なくされるケースが見受けられるため、例えば、知識・技能習得コースに、必要に応じ、基礎的なビジネスマナー等の講習などを組み合わせて実施することが考えられないか。

委託訓練における訓練支援員について、平成24年度からデュアルシステムをより効果的に実施し就職を実現するために、事前の訓練方針の決定から訓練修了後の就職支援まで総合的・専門的な支援を実施する「障害者職業訓練コーチ」を配置することとしているが、例えば、当該コーチを他の訓練コースにも必要に応じて配置して支援を実施することが効果的ではないか。

③ 委託訓練の量的拡充には、特に、事業所ニーズ（求人ニーズ）の高い訓練コースの拡充や地域的偏在を解消するために訓練機会の少ない地域の訓練コースの拡充が重要であるが、そのためにはどのような取り組みが必要か。

障害者委託訓練の実施には、一般の委託訓練に比べて、訓練内容、指導内容、施設・設備等について障害特性に配慮したきめ細かな対応が求められること、全体として受講希望者が少ない状況にあることから、1訓練コースあたりの平均受講者数が一般の委託訓練に比べて少なく、訓練経費についてのスケールメリットが働かない状況にあるが、委託先を拡大（開拓）するために、例えば、現在、一般と同額である委託訓練経費をアップすることが効果的ではないか。

1コースあたり平均受講者数（平成22年度）

障害者委託訓練	3.2人/コース
一般委託訓練	18.0人/コース

➤ 効果的な職業訓練実施のための関係機関の連携強化について

- 効果的な職業訓練の実施のためには、訓練制度の周知、受講あっせん、職業訓練、就職支援等の取り組みに当たって都道府県、特別支援学校、福祉施設、労働局・ハローワーク等関係機関が連携して一体的な支援を行うことが重要である。
- 平成22年度より、教育、福祉の実施主体である政令指定都市等の行政資源を活用し、地域における関係機関と連携強化して障害者の職業訓練を効果的に推進するため、地域における障害者職業能力開発促進事業を15政令指定都市で実施している。

平成23年度実施自治体

札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、川崎市、横浜市、新潟市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、広島市、北九州市

〈論点案〉

- ① 関係機関の連携を強化するためにはどのような取り組みが必要か。具体的に、的確な訓練制度の周知、適切な受講あっせん、訓練内容の充実、就職支援の強化等当たって、それぞれどのような取り組みが必要か。

訓練修了生の就職を実現するためには、労働局・ハローワークが把握している地域の求職・求人ニーズ等踏まえた職業訓練ニーズを訓練実施主体（都道府県・民間機関）に提供、実施予定の職業訓練情報についてハローワークへ提供し適切な受講あっせん、訓練機関とハローワークが連携した訓練修了生への就職支援が必要であるが、例えば、連携を円滑にするための方策として、都道府県に職業訓練連携推進員を配置することが効果的ではないか。

- ② 地域における障害者職業能力開発促進事業については、25年度以降、より効果的な事業とするための取り組みを検討すべきではないか。

当該事業は、現在、15政令市において実施されているが、障害者校における職業訓練及び民間機関等を活用した委託訓練事業を実施主体が都道府県であることから、例えば、都道府県とハローワーク等関係機関との連携強化のために必要な取り組みを行う事業として再構築することができないか。